

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

13

### 公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表  
……………（東京都監査委員）… 1

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年定例監査、平成24年定例監査、平成24年財政援助団体等監査、平成24年行政監査（土地及び建築物の運用・管理について）、平成25年定例監査、平成25年財政援助団体等監査、平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）、平成25年度各会計歳入歳出決算審査及び平成26年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成27年3月20日

東京都監査委員 山田 忠 昭  
東京都監査委員 上野 和 彦  
東京都監査委員 友 渕 宗 治  
東京都監査委員 筆 谷 勇  
東京都監査委員 金 子 庸 子

### 第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、82件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした546件のうち、494件（90.5%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

（表1）措置状況

措置対象 A	改善済み			計 D = B + C	改善中 A - D
	前回まで B	今回通知 C			
546	412	82	494	52	

（単位：件）

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数			小計
	平成23年	平成24年	平成25年	
定例監査	1	2	6	63
			54	
財政援助団体等監査	3	3		6
行政監査	1	3		4
各会計歳入歳出決算審査			9	9
合 計				82

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査		
(1) 収入管理 ・滞納整理	6	○水道・下水道料金等の選付に関する事務処理体制を見直したものの
(2) 業務委託	7	○PFI事業に係るモニタリングの実効性を確保したものの
(3) 契約事務	32	○検定合格警備員が適正に配置されたか確認できるよう仕様書を見直したものの ○様式を定めるなどとして単価契約工事の進捗状況管理を見直したものの
(4) 安全管理	11	○校舎の外壁診断結果を速やかに学校へ連絡し、安全対策を行えるよう見直したものの
(5) その他	7	○公共ます設置の承認工事に係る事務手続に不備や漏れが生じないよう見直したものの
小計	63	
2 財政援助団体等監査		
(1) 要綱の見直し等	6	○定額補助の妥当性を検証し、補助制度を改めたもの
小計	6	
3 行政監査		
(1) 災害対策等	4	○災害時に期限切れ医薬品が使用されることのないよう備蓄医薬品の管理方法を見直したものの
小計	4	
4 各会計歳入歳出決算審査		
(1) 財産の登載	9	○財産に関する調書への登載誤りを修正したものの
小計	9	
合計	82	

## 1 定例監査

## (1) 収入管理・滞納整理

○水道・下水道料金等の選付に関する事務処理体制を見直したもの

平成26年定例監査 No. 70 (注)

指摘の概要

水道局の営業所は、過誤納や更正により生じた水道・下水道料金等の還付金について、サービスマン推進部が策定した事務取扱手続に基づき、適切な処理を行うこととしてしている。

しかしながら、杉並営業所及び新宿営業所では、還付対象者の連絡先が判明しているにもかかわらず、連絡をしないまま還付できない事案として処理しているなど、事務取扱手続に基づく処理を行っていないかった。

また、サービスマン推進部は、毎年度、全営業所に訪問指導を行っているが、両所を「適切に処理されている」としており、問題の発見・是正に至っていないかった。そこで、還付未済金の管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

水道局は、口座振込又は現金書留送付の還付事務を円滑に行うため、平成26年6月から、新たに「還付事務室」を設置し、還付事務の一部を委託した。

還付事務室では、一元的に移転先の調査や問合せ対応を行い、これまで手書きで記載していた処理経過をシステムに登録することで、部、営業所及び還付事務室の3者で情報を共有する体制を確立した。

今後は、このシステムを活用することで、還付金を適切に管理していく。

(注) 「第1 措置の概要」において示している「No.」は、後掲「第3 通知の内容」における「番号」と対応している。

(2) 業務委託

○ PFI事業に係るモニタリングの実効性を確保したものと

平成25年定例監査 No. 11

**指摘の概要**

病院経営本部は、都立4病院について、PFI手法による病院運営を行っている。病院は、事業者の履行状況が業務要求水準を満たしているかどうか評価するため、モニタリングを実施しており、サービス推進部は、各病院からモニタリング結果の送付を受け、必要に応じて病院にヒアリングを実施している。

① しかしながら、各病院のモニタリングの状況について見たところ、多摩総合医療センターでは、患者情報管理及び禁止食の配膳に係るインシデントについて、事業者から報告を受けているものの、モニタリングでその対応状況の分析・評価を行っていない

② 松沢病院では、事業者がヘルプデスクを設置して統括マネジメント業務を行っているが、平成25年3月末までに対応することとなっている事案について、対応済みであるか確認しないまま、3月期のモニタリングで同業務を評価している。そこで、モニタリングにおける履行確認及び評価の実効性を確保するよう求めた。

**措置の概要**

多摩総合医療センターは、食事の提供業務に加え、医療事務における患者情報管理についても評価項目を新たに設定し、モニタリングで業務の対応状況の分析・評価を実施を行うこととした。

松沢病院は、ヘルプデスクの対応状況について、2週間ごとに受付内容及び調整中事項の進捗状況の報告を事業者から受けることとし、これを踏まえてモニタリングを実施することとした。

サービス推進部は、モニタリングにフォーアアップの視点を取り入れるよう各病院を指導し、各病院が課題管理表を作成し、部においても確認することで個々の課題が解決するまで確実にフォローできるようにした。

また、各病院におけるモニタリングの評価に差が生じないよう、評価を5段階に統一させた。

これらの取組により、モニタリングの実効性を確保した。

(3) 契約事務

○ 検定合格警備員が適正に配置されたか確認できるよう仕様書を見直したものと

平成26年定例監査 No. 59

**指摘の概要**

交通局の建設工務部は、道路管理者の指示に基づき道路施設の補修等について、単価契約を締結している。

この契約により志村保線管理所及び馬込保線管理所が発注した工事について見たところ、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員を1人以上配置しなければならぬ道路の区間であるにもかかわらず、検定合格警備員が適正に配置されたか確認できないまま検査を合格とし、工事代金を支出していた。

そこで、検定合格警備員が適正に配置されたことを確認した上で工事代金を支出するよう求めた。

**措置の概要**

保線課長は、各保線管理所長に対して、事務連絡文書により、

- ① 監督員は検定合格警備員が適切に配置されていることを確認すること
  - ② 検査員は適正な検定合格警備員が配置されたことを書類で確認すること
- などを指示した。

また、特記仕様書に、「検定合格書の提示を求めること」、「工事完了後、検定合格書の写しを提出させること」を規定し、再発防止を図った。

○ 様式を定めるなどして単価契約工事の進捗状況管理を見直したものの

平成26年定期監査 N o. 67

**指摘の概要**

水道局の多摩水道改築推進本部調整部は、送水管等の維持補修や小規模工事を行うため、162の施工業者と単価契約を締結している。このうち、口径400mm未満の送水管等の工事の施工管理については、東京水道サービズ株式会社に委託している。

立川給水管理事務所において、東京水道サービズ株式会社が施工管理している工事の進捗状況を、工事システムから出力される受付処理経過簿で確認したところ、

- ① 完了日及び検査日の入力が行われていないもの
  - ② 工期の延伸手続が行われていないもの
  - ③ 廃番処理が行われていないもの
- など、進捗状況の管理が適切でない事例が認められた。
- そこで、単価契約工事に係る進捗状況の管理を適切に行うよう求めた。

**措置の概要**

調整部は、工事システムの「受付処理経過簿」を使用して個別案件の進捗管理を行うよう、事務連絡文書により関係部署へ周知した。

また、部は、新たに「処理状況一覧」の様式を定め、東京水道サービズ株式会社が施工業者ごとに指示した内容を記録し、事務所に提出させることとした。

事務所は、毎月、東京水道サービズ株式会社から決裁押印済の「受付処理経過簿」を提出させ、確認・指導することで行進管理を行うとともに、事務所確認後の「受付処理経過簿」を部においても確認することとした。

(4) 安全管理

○ 校舎の外壁診断結果を速やかに学校へ連絡し、安全対策を行えるよう見直したものの

平成26年定期監査 N o. 79

**指摘の概要**

教育庁の東部学校経営支援センターは、建築基準法に基づき、都立学校の校舎等の外壁について、定期的な診断を委託により実施している。

診断の結果、墨田工業高等学校の校舎等の外壁に、第三者被害の可能性があり安全対策の実施と補修が必要であるとされた箇所があったが、センターは学校に調査結果を連絡してはいないため、学校が安全対策を行えない状況にあった。

そこで、センターに対して、修繕が必要な学校に調査結果を速やかに連絡するよう求めた。

**措置の概要**

墨田工業高等学校は、該当箇所にバリケードを設置し、立入禁止区域として生徒の安全を確保した上で、外壁補修工事を完了した。

東部学校経営支援センターでは、これまで調査報告書の提出先を2部ともセンターとしていたが、平成26年度からは学校用の1部は直接、受託者から学校に送付するよう仕様書を変更した。

(5) その他

○ 公共ます設置の承認工事に係る事務手続に不備や漏れが生じないよう見直したものの

平成26年定例監査 N o. 76

**指摘の概要**

下水道法では、公共下水道管理者以外の者が公共下水道工事を行う場合、その施工者は公共下水道管理者の承認を得て行うこと(以下「承認工事」という。)と定められている。

また、下水道局は、要綱により、施工者は承認工事の申請を行うこと、各下水道事務所長は申請のあった工事を承認し、施工後に申請者から施設を引き継がなければならないことを定めている。

しかしながら、東部第二下水道事務所において公共ます設置の承認工事の事務手続について見たところ、

- ① 申請者が提出した承認工事申請書に提出年月日や工事期間の記載がない
  - ② 固定資産台帳に承認工事による公共ますの設置数及び撤去数が登録されていない
  - ③ 下水道台帳に公共ますの位置と種類が登録されていない
  - ④ 工事記録写真に撮影年月日が記載されていない
- など、適切でない状況が見受けられた。
- そこで、公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うよう求めた。

**措置の概要**

東部第二下水道事務所は、承認工事による公共ますについて、固定資産台帳及び下水道台帳に登録の手続をした。

また、事務所職員を対象とした説明会を実施し、申請書や工事記録写真の記載不備について注意喚起するとともに、台帳に確実に登録するよう周知徹底した。

さらに、チェックリストを作成し、今後は事務手続に不備や漏れが生じないよう再確認を実施することとした。

2 財政援助団体等監査  
(1) 要綱の見直し等

○ 定額補助の妥当性を検証し、補助制度を改めたもの

平成24年財政援助団体等監査 N o. 5

**指摘の概要**

産業労働局は、公益財団法人東京都農林水産振興財団の一部の事業に対し、定額補助をしているが、財団から提出された実績報告書では、収支報告の内容が実績と相違しており、局も、補助額の妥当性について十分な検証を行っていなかった。

そこで、財団に対しては、実績報告を適切に行うよう求め、局に対しては、財団を指導するとともに、定期的に補助額の見直しを行うなど、適切な補助制度に改めるよう求めた。

**措置の概要**

産業労働局は、有機農業堆肥センター事業及び青梅畜産センター運営事業の補助金交付要綱を改正し、実績報告書を事業全体の収支状況を反映した様式に変更した。

また、定額補助金の額は、毎年算定を行っていくこととし、支出した定額補助金と確定額との差額が発生した場合は、差額を返還することとした。

これを受けて、財団は局の指導の下で実績報告書を提出し、局は、事業収支において補助金額も合わせた収入額が支出総額を超えた分を、交付額から減額した。

3 行政監査  
(1) 災害対策等

○ 災害時に期限切れ医薬品が使用されることのないよう備蓄医薬品の管理方法を見直したもの

平成25年行政監査 No. 19

指摘の概要

福祉保健局は、地域防災計画に基づき、震災時に医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、都内8か所の倉庫に医薬品等を保管している。このうち、立川防災倉庫では、平成25年度第1四半期の買い換えを失念したため、使用期限の切れている医薬品が見受けられた。そこで、備蓄医薬品の管理を適正に行うよう求めた。

措置の概要

福祉保健局は、倉庫に備蓄されている全ての医薬品と医薬品リストに記載された使用期限との照合を行い、期限の切れている医薬品を平成25年度内に買い換えた。また、平成25年度末に医薬品の更新期限を再確認するとともに、平成26年度からは月単位で管理することで買換えの失念を防ぐようにした。

4 各会計歳入歳出決算審査

(1) 財産の記載等

○ 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの

平成25年度各会計歳入歳出決算審査 No. 20～28

- 生活文化局など7局は、財産に関する調書において、
  - ・土地の過大記載 (8件)
  - ・建物の過大記載 (1件)
  - ・動産の過大記載 (1件)
  - ・出資による権利の過大記載 (5件) 及び記載漏れ (1件)
  - ・物品の過大記載 (3点) 及び記載漏れ (1点)
- があったため、財産管理のシステムに修正入力を行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。  
今回、通知を受けた件数は82件(指摘:82件)であり、残る52件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表4) 措置の進捗状況

(単位:件)

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象		措置済		今回通知	改善中 A-(B+C)
			A	B	B	C		
平成23年 定期監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指 摘 意見・要望 計	77 3 80	76 3 79	1 — 1	— — 0	—	—
平成24年 定期監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指 摘 意見・要望 計	126 5 131	117 5 122	2 — 2	— — 7	—	—
平成24年 財政援助団体等監査	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指 摘 意見・要望 計	57 — 57	54 — 54	3 — 3	— — 0	—	—
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理 について)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指 摘 意見・要望 計	17 — 17	10 — 10	1 — 1	— — 6	—	—
平成25年 定期監査 (平成24年度執行分)	平成25.1.7 ～平成25.9.3	指 摘 意見・要望 計	91 — 91	85 — 85	6 — 6	— — 0	—	—
平成25年 財政援助団体等監査	平成25.9.17 ～平成26.1.30	指 摘 意見・要望 計	60 — 60	53 — 53	3 — 3	— — 4	—	—
平成25年 行政監査 (東京都における災害対策 推進体制の構築等について)	平成25.9.19 ～平成26.1.30	指 摘 意見・要望 計	15 — 15	9 — 9	3 — 3	— — 4	—	—
平成25年度 各会計歳入歳出決算審査	平成26.7.14 ～平成26.9.4	指 摘 意見・要望 計	11 — 11	— — —	9 — 9	— — 2	—	—
平成26年 定期監査 (平成25年度執行分)	平成26.1.6 ～平成26.9.4	指 摘 意見・要望 計	84 — 84	— — —	54 — 54	— — 30	—	—
合 計		指 摘 意見・要望 計	538 8 546	404 8 412	82 — 82	— — 52	—	—

第3 通知の内容

[平成23年定期監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	教育庁	各種検定試験に関する事務処理手順を定めるべきもの	五日市高等学校では、日本漢字能力検定の実施に当たり、自校を受検会場として団体受検を行っている。 学校は、検定料を生徒の積立金から支出しており、他方、日本漢字能力検定を実施する団体から、自校を受検会場としたことの経費の1割(3万6,720円)を、また、単会場実施経費については、検定料合計の1割(3万6,720円)を受け取ることとしている。 その結果、学校は、団体から受領する分を検定料から差し引いて納付しており、事務連絡費等を各生徒に還元し、準会場実施経費を検定テキスト等の教材の購入に充ててきた。 しかしながら、これらの経費は、都の歳入として計上すべきものとする考え方や、各生徒に還元するという考え方がある。 このように、これらの経費の取扱いについては、検討を要する事項が多く、同様の事例が学校で実施する各種検定試験においても生じる可能性があるため、都立学校教育部は、各種検定試験に関する事務処理手順を定める必要がある。	都立学校教育部は、平成25年11月、日本漢字能力検定をはじめとする各種検定試験団体との調整を完了し、検定試験を学校教育活動として実施する場合と、学校教育活動として実施しない場合に分けて、各々の事務処理手順を定めた。その後、平成26年1月24日、都立学校長に対し都立学校において検定試験を実施する場合の経費等の取扱いについて通知し周知徹底を図り、運用を行っている。

[平成24年定期監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	建設局	アンケートの方法、利用者満足度調査の適切でない実施について検討すべきもの	公園緑地部は、都立公園、庭園等(以下「都立公園等」という。)の94施設について、協定を締結し、指定管理者に管理運営を行わせている。 また、「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」(平成23年3月総務局行政改革推進部)において、都又は指定管理者は、都立公園等の利用者満足度を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、内容を確認分析することから、原則として、全ての施設で利用者アンケート(利用者満足度調査)を実施することとしている。 部はアンケートの実施方法について、「利用者アンケート調査実施要領」を定め、調査期間内において1回又は複数回の実施を求め、必要回答数は1公園につき原則100以上とし、内容、時期等は施設の特性等に応じて決めるよう指示している。 指定管理者は、部の指示に基づき、アンケートを実施しているが、その状況について見たところ、次のような問題点が認められた。 ア 回答数について ① 部は、公園利用者の数の多寡にかかわらず必要回答数の下限を一律に設定している。 ② 必要回答数を100以上とする合理的な根拠がない。 その結果、指定管理者は回答数がおおむね100以上となった時点でアンケートを打ち切っているなど、公園利用者の満足度を適切に把握するための有効なものとなっていない。 イ 実施について 部は、公園ごとの利用者満足度を把握するために、各指定管理者へ利用者アンケート調査を実施するよう通知しているが、通知が遅れたため、平成23年度については調査期間が実質9月から12月末までの4か月程度しか確保できず、年間を通じて利用者満足度が十分に把握できない状況となっている。	ア 回答数について 100以上としている現状の必要回答数について、統計の標本抽出理論に基づいて合理性を改めて検証したところ、公園利用者の満足度を適切に把握できる有効回答数であり、妥当であることが確認できた。 イ 実施について 平成24年4月25日付文書により各指定管理者にアンケート調査を依頼した。調査期間は平成24年12月末までとし、公園ごとの利用特性等を考慮した調査時期の選定、複数日並びに休日及び平日それぞれへの調査日の設定、特定の年代、施設利用者には偏らないよう配慮するなどとともに、原則、調査員が調査票を直接配布し、調査を実施することとした。





<p>番号 5</p> <p>対象局 (団体) 産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)</p>	<p>事項 適切な補助制度に改めるべき</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>局は、有機農業推進センター運営事業費補助金交付要綱(以下「有機農業推進センター要綱」という。)に基づき、有機農業推進センター運営事業に必要な経費を財団に補助(平成22年度:2,896万3,000円、平成23年度:2,896万3,000円)している。この補助金は、定額で交付することとしている。</p> <p>また、青梅畜産センター運営事業費補助金交付要綱(以下「青梅畜産センター要綱」という。)に基づき、青梅畜産センター運営事業に必要な経費を財団に補助(平成22年度:1億5,607万5,719円、平成23年度:1億5,704万8,908円)している。この補助金は、人件費と事業費に係る経費を補助するもので、事業費は定額で交付することとしている。</p> <p>ところで、補助事業に係る実績報告書について見たところ、財団が実績報告書に添付した収支報告書における事業実績が、事業全体の収支状況を反映していないことが認められた。</p> <p>これらは、有機農業推進センター要綱及び青梅畜産センター要綱において標準経費から標準収入を差し引いた額を定額補助額としているものの、局は、その標準収入及び標準経費の積算根拠を十分に検証しておらず、予算金額を補助額とし補助金が交付され、一方、財団は、実績報告において、対象経費から定額補助額を控除して算出した金額を事業主負担として計上し、当初補助金交付額どおり確定するとの慣行となっていたからであり、適切でない。</p> <p>局は、財団の経営意欲を喚起するためのインセンティブとなるよう定額補助制度を導入したとしているが、そのためには、適切な定額補助額を設定するなど、インセンティブが働くよう定期的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>財団は、補助金の実績報告を適切に行われない。局は、補助金の実績報告を適切に行うよう財団を指導するとともに、適切な補助制度に改められたい。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>局は、平成25年3月29日に有機農業推進センター及び青梅畜産センター前補助金の交付要綱を改正し、事業実績報告書を事業全体の収支状況を反映した様式に変更した。</p> <p>定額補助金の設定額は、毎年算定を行っており、本年度も同様に行っている。また、交付した定額補助金と確定額との差額が発生した場合は、差額を返還することとした。</p> <p>また、実績報告を適切に行うよう財団を指導するとともに、改正した交付要綱に基づき、財団から提出された実績報告書を審査した。事業収支において補助金額も合わせた収入額が支出総額を超えた分は、交付額より減額して額を確定した。</p> <p>財団は、改正した補助金交付要綱に基づき、局の指導の下で事業執行し、実績報告書を提出した。</p>
--	-----------------------------	--	--

<p>番号 6</p> <p>対象局 (団体) 病院経営本部 (公益財団 法人東京都 保健医療公社)</p>	<p>事項 職員健康診断業務委託の見直し</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>公社は、各病院、がん検診センター及び事務局において、職員の健康診断業務を専門業者にそれぞれ委託している。</p> <p>ところで、公社は、業務委託契約について、業務ごとに標準単価及び適用の考え方などの積算基準を定めて、積算の根拠を明らかにし、適切な積算を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、積算基準が定められていないのは、医事業務等に限定されており、職員健康診断業務委託契約については、何ら基準がないことから、合理的な根拠がないまま、各病院において予定価格(単価)を設定し積算している。</p> <p>その結果、法定の同内容の業務について、同じ受託者において、規模が大きいにもかかわらず割高となっており、適切な積算となっていない。</p> <p>また、公社は、消化器検診については、公社全職員をがん検診センターで実施する方針を決定し実施しているものの、その他の健康診断については、統一基準の策定や集約実施等の方針はない状況である。</p> <p>このため、事務の効率性、経済性の観点から、職員健康診断業務委託契約について、統一基準の策定や集約実施等、契約事務を見直す必要がある。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>健康診断業務委託の実施基準について、一般定期検診の主たる検査項目に対する予定単価の公社基準を作成した。</p> <p>また、集約実施については、至公社病院の健康診断業務を再編業者と契約するなどで見直しを重んじてきたが、平成26年7月に公社が東京都医療健康保険組合に加入したことにより、各病院に対して実施する健康診断に対しては組合から費用助成を受けられるようになり、経済的負担は軽減されることとなった。</p>
--	------------------------------	--	---

[平成24年行政監査(土地及び建物の運用・管理について)]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	港務局	建物のより有効な利用に努めるべきもの	局は、東京港の管理運営、振興及び港湾施設の整備並びに埋立地の造成、整備等を行うための事務所等を、東京港沿岸部に複数設置している。 ところで、このうち、旧東京港防災事務所、旧南船子倉、船舶工場の建物については、監査日(平成24.10.31)現在、事務所としての機能を他所へ移転していることから、局は、上記の建物を書庫等として活用している。 しかしながら、その活用状況を現地調査したところ、各建物の一部に書架を設置し、書類等を分散して保管しているため、各建物には、相当の空きスペース(床)が残っていることが認められた。 このため、分散した書類等ができるだけ集約化し、空き棟や人規模な空きスペースを確保した上で、建物等の有効活用を図ることが必要である。	旧東京港防災事務所に保管している文書については、旧南船子倉に集約することとし、平成27年3月中旬までに移送する。 旧東京港防災事務所の建物については、緊急時資材保管用地等として活用する予定である。 船舶工場の1階の空きスペースは、平成27年2月末までに、浜離宮から集約予定の水面監視艇5隻の船用具倉庫とし、2階フロアは3月中旬までに所及び局の文書書庫とする。

[平成25年定期監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
8	都市整備局	都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行うべきもの	都営住宅経営部は、東京都営住宅等管理業務委託契約(契約期間:平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額:357億405万9,300円(概算払))を東京都住宅供給公社と締結している。 本契約の委託業務には、都営住宅の建て替えによって創出された土地(以下「都営住宅跡地」という。)の維持管理が含まれており、仕様書には、都営住宅跡地について草刈を年2回程度行うことなどが定められている。 ところで、この草刈の実績については、草刈の実績がない土地及び仕様書に記載している面積と公社からの実績報告の面積とが一致していない事例が認められた。 また、部は、年2回の公社に対する実地検査によって本契約の履行確認を行っている図面、写真等による確認等を行わずに承認し、概算払を精算していることが認められた。	都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行うに当たり、①仕様書の精査、②草刈未実施の理由を含む図面、写真等による履行状況の確認を行うこととした。 ①については、平成25年度に都営住宅跡地の面積を精査し、平成26年度契約の仕様書に反映させた。 ②については、年2回公社に対して実施する局の実地検査において草刈業務に特化した検査を実施し、検査時点で見逃している理由を含め、図面や写真で履行状況を確認することとした。 今後、都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行っていく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	福祉保健局	管理運営委託契約について執行管理を適切に行うべきもの	医療政策部は、東京都ナーシング管理運営委託契約（概算金額：2億1,297万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）をDと締結している。この契約について見たところ、以下のような問題点が認められた。 ① この契約は、個人情報を取り扱うため、契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項により、この委託業務全体に第三者に委託する場合は、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ部の書面による承認を得た場合とされている。 また、部に承諾を求める場合は、再委託の内容、当該業務において取り扱う個人情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならぬとされている。 しかしながら、個人情報に係るデータを取り扱う再委託について書面による承認等の手続を行っていない事例が認められた。 ② 委託経費でDが購入した物品について見たところ、全ての物品が第4四半期に購入され、そのほとんどが年度末に購入されている。購入された物品は契約期間終了後には部に引き渡されることとなるものの、委託経費は一年間の管理運営経費として支出しているため、年度末に集中した購入は適切でない。	個人情報に係るデータを取扱う再委託についての書面による承認手続について、平成25年9月19日付25届医人第1246号の承諾書により書面による承認等の手続を行った。今後も当該手続を継続して実施していく。 物品については、計画に添い購入を行うこととし、平成25年度については年度末の新規購入は行っていない。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10	病院経営本部	適切な業務遂行を確保すべきもの	PFI手法を導入している病院では、各事業契約書において、事業者は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために業務別仕様書及び業務手順書（以下「業務仕様書等」という。）を作成して病院に提出し、病院は、その内容を確認の上、合理的な必要がある場合、事業者に対しその修正を求めることができるとしている。 ところで、PFI手法を導入している多摩総合医療センターにおいて、業務仕様書等について見たところ、 ① 医療外未収金の債権管理のうち職員住宅管理事務補助業務について、事業者が行う業務とされているにもかかわらず、事業者が作成する業務仕様書等に事業者が行う業務としての記載がない。 ② 診療費の過剰納還付未済金の管理に際して、事業者が作成する業務手順書等に交付決定後の具体的な業務手順が記載されていない。 これらは、業務仕様書等の確認及び修正要求など、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な対応がなされていないことによるものであり、昨年度も同様の指摘をされている病院に対して、業務仕様書等の点検及び見直しを指導するなど、適切な業務の遂行を確保する必要がある。 病院は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な対応を行われない。例えば、各病院を指導するなど、適切な業務遂行を確保されたい。	職員住宅管理事務補助業務について、業務要求水準の内容を追加・細分化するとともに、事業者が作成する業務別仕様書及び業務手順書を全面改定させ、平成26年4月から、改定後の業務仕様書等に基づき業務を実施している。 過剰納還付未済金の管理について、本部で作成した過剰納還付マニュアルを事業者者に配布・周知するとともに、これに於いて業務を行う旨、業務手順書に盛り込ませ、平成26年4月から、改定後の業務手順書に基づき業務を実施している。 サードス推進部では、業務仕様書等の修正について、業務指導担当係長会及び医師専門課長会の開催や病院への巡回など、各病院への指導を行い、要求水準を満たす業務の遂行を確保した。